

英新政権の金融規制及び金融監督体制について

漆畑 春彦(みずほ証券)

本報告では、金融危機以降、英国で進む金融規制改革を概観し、その特徴や国際的な意義、同国金融規制改革の方向性について評価したい。特に 2010 年 5 月に誕生したキャメロン政権(保守党・自由民主党連立政権)による金融規制改革を中心に、前労働党政権下における施策と比較において議論を進める。英国では、金融危機後、2009 年 3 月の UK-FSA が公表した「ターナーレビュー」により改革の論点が整理され、以降ほぼそれに沿う形で、英政府・当局は国際金融規制を主導する改革を断行してきている。

2010 年 6 月、ジョージ・オズボーン財務相は新たな金融監督体制を発表した。財務相が発表した新体制は、その後いくつかの文書とともに修正が加えられ、今年 6 月に最終形が公表されている。それによれば、新金融監督体制は、UK-FSA を、BOE 傘下で金融機関の監視・監督を担当する「健全性監督機構(PRA)」、「金融行為監督機構(FCA)」に分割、□マクロプルデンシャル監督の担当部門として BOE に独立した「金融監督政策委員会(FPC)」を設置すること等が柱となっている。

金融監督体制が固まる一方、金融規制強化も着実に進んでいる。政権発足の翌月には、銀行等へのバランスシート課税を 2011 年から導入すると発表、以降現在まで、金融機関の報酬規制の強化、トレーディング勘定に対する資本賦課の強化、破綻処理制度の整備等、国際金融規制の議論が進むなか、相次いで他国に先行した改革を提示している。規制強化の傍らでは、2010 年 6 月に発足した独立銀行委員会(ICB)が、英金融システムのあり方に関し議論を重ねてきた。ICB は、4 月の中間報告書を経て、この 9 月 13 日に最終報告書を公表、金融機関のリテール部門を垣根(リングフェンス)で囲むことで、投資銀行等他部門との間に新たなファイアーウォールを設けるグループ組織のあり方を提示して見せた。

昨年発足したキャメロン政権下の施策を中心に論じるものの、既に英金融学会では、同政権の金融規制改革に関する学術研究が発表されている。本報告では、政府・当局の報告書とともに、これら学術サイドからの金融規制改革への評価、問題点や課題についても紹介・検討することとした。